

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和5年11月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現行 令和5年4月 ＞</p>
<p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」実施要領全般 読点の改定「、」 以下読点のみの改定は記載省略 第1 ～ 第6 [略]</p> <p>(工事費の積算) 第7 発注者は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算によりモデル工事を発注するものとし、第5において提案のあった技術は設計変更の対象として農林水産省が公表している「情報化施工技術の活用ガイドライン」の扱いに準じて積算計上し、変更契約を行うものとする。<b>【削除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元起工測量</li> <li>② 3次元設計データ作成</li> <li>③ ICT建設機械による施工</li> <li>④ 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>⑤ 3次元データの納品に係る費用</li> </ul> <p><b>【削除】</b></p> <p>第8 ～ 第9 [略]</p> <p>附 則 この要領は、令和2年9月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 <b>この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</b></p>	<p>宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」実施要領全般 読点の改定「、」 以下読点のみの改定は記載省略 第1 ～ 第6 [略]</p> <p>(工事費の積算) 第7 発注者は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算によりモデル工事を発注するものとし、第5において提案のあった技術は設計変更の対象として農林水産省が公表している「情報化施工技術の活用ガイドライン」の扱いに準じて積算計上し、変更契約を行うものとする。<b>ただし、3次元座標を面的に取得する出来形管理技術に要する下記④、⑤の費用を積算計上する場合は、下記2の積算方法により積算計上を行うものとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元起工測量</li> <li>② 3次元設計データ作成</li> <li>③ ICT建設機械による施工</li> <li>④ 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>⑤ 3次元データの納品に係る費用</li> </ul> <p><b>2 ④ 3次元出来形管理等の施工管理及び⑤ 3次元データの納品に係る費用の積算計上について、④、⑤に係る費用を見積徴収（諸経費込）し工事価格に一括計上する積算計上の金額と、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じる積算計上の金額を比較し安価な方を計上するものとする。</b></p> <p>第8 ～ 第9 [略]</p> <p>附 則 この要領は、令和2年9月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現 行 令和5年4月 ＞			
別紙1 ICT土工及びICTほ場整備工並びにICT舗装工の対象とする適用範囲				別紙1 ICT土工及びICTほ場整備工並びにICT舗装工の対象とする適用範囲			
ICT土工及びICTほ場整備工並びにICT舗装工の対象とする適用範囲は、出来形管理技術については「宮城県農業土木工事施工管理基準」第2項 直接測定による出来形管理で定める工種のうち、1～9に示すもの、ICT建設機械施工技術については10に示すものを原則とするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。				ICT土工及びICTほ場整備工並びにICT舗装工の対象とする適用範囲は、出来形管理技術については「宮城県農業土木工事施工管理基準」第2項 直接測定による出来形管理で定める工種のうち、1～8に示すもの、ICT建設機械施工技術については9に示すものを原則とするが、詳細な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定するものとする。			
【削除】				※ブロック積（張）工、石積（張）工、コンクリート側溝、コンクリート管渠の出来形管理技術については単独ではなく、土工、ほ場整備工、舗装工の関連施工工種として実施する。			
1 UAV（無人航空機）を用いた出来形管理技術 (面管理)				1 UAV（無人航空機）を用いた出来形管理技術			
工 種		出来形管理項目		工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理				盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
(断面管理)							
工 種		出来形管理項目		工 種		出来形管理項目	
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅（遮水性ゾーン（鋼土）の幅を含む）、法長、施工延長	堤高15m未満の堤体	ICT土工 ICTほ場整備工 ICT舗装工	共通工事	ブロック積（張）工、石積（張）工	基準高、法長、施工延長
						コンクリート側溝、コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長
2 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理技術 (面管理)				2 地上型レーザースキャナー（TLS）を用いた出来形管理技術			
工 種		出来形管理項目		工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理				盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理
				ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
				ICT舗装工	農道工事	路盤工（下層）	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、基準高、厚さあるいは標高較差

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現 行 令和5年4月 ＞			
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha以上				を管理
農道工事（舗装工事）	路盤工（下層）	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、基準高、厚さあるいは標高較差を管理	工事における施工面積が3,000㎡以上			路盤工（上層）	幅、法長、施工延長に代えて、厚さあるいは標高較差を管理
	路盤工（上層）	幅、法長、施工延長に代えて、厚さあるいは標高較差を管理				コンクリート舗装工、アスファルト舗装工	幅、法長、施工延長に代えて、厚さあるいは標高較差を管理
	コンクリート舗装工、アスファルト舗装工	幅、法長、施工延長に代えて、厚さあるいは標高較差を管理		ICT土工 ICTほ場整備工 ICT舗装工	共通工事	ブロック積（張）工、石積（張）工	基準高、法長、施工延長
						コンクリート側溝、コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長
(断面管理)							
工 種		出来形管理項目		工 種		出来形管理項目	
共通工事	ブロック積（張）工、石積（張）工	基準高、法長、施工延長	他工種の施工規模と同様（単独ではなく他工種の関連施工工種として実施する）	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長	基準高、幅、法長、施工延長
	コンクリート側溝、コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長					
水路工事	開水路（現場打）	基準高、幅、高さ、スパン長、施工延長、中心線のズレ、厚さ	施工延長100m以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長
	大型フリーム水路	基準高、厚さ、中心線のズレ、施工延長					
	鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長					
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅（遮水性ゾーン（鋼土）の幅を含む）、法長、施工延長	堤高15m未満の堤体				
3 トータルステーション（TS）等光波方式による出来形管理技術（断面管理）				3 トータルステーション（TS）等による出来形管理技術（断面管理）			
工 種		出来形管理項目		工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長	工事における扱い土量の合計が1,000㎡以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長					

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現行 令和5年4月 ＞			
	栗石基礎、砕石基礎 砂基礎、均しコンクリート	厚さ、幅、施工延長	他工種の施工規模と同様 (単独ではなく他工種の 関連施工工種として実施 する)		盛土	基準高、幅、法長、施工延長	
	ブロック積(張)工、 石積(張)工	基準高、法長、施工延長			栗石基礎、砕石基礎 砂基礎、均しコンクリート	厚さ、幅、施工延長	
	コンクリート側溝、 コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長		水路工事	管水路基礎(砂基礎等)	高さ、幅	
水路工事	管水路基礎(砂基礎 等)	高さ、幅	工事における扱い土量の 合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICTほ場 整備工	ほ場整備工 事	基盤整地、田面整地	基準高
	開水路(現場打)	基準高、幅、高さ、スパン長、 施工延長、中心線のズレ、厚 さ				ICT舗装 工	農道工事
	大型フリーフォーム水路	基準高、厚さ、中心線のズレ、 施工延長		路盤工(上層)	厚さ、幅、中心線のズレ、施工延長		
	鉄筋コンクリートL 型水路	基準高、幅、厚さ、中心線の ズレ、施工延長		コンクリート舗装工、アス ファルト舗装工	幅、中心線のズレ、施工延長		
敷砂利	幅、施工延長	敷砂利	幅、施工延長				
ほ場整備工 事	基盤整地、田面整地	基準高	工事における施工面積が 1.0ha以上	ICT土工 ICTほ場 整備工 ICT舗装 工	共通工事	ブロック積(張)工、石積 (張)工	基準高、法長、施工延長
農道工事 (舗装工事)	路盤工(下層)	基準高、幅、厚さ、中心線の ズレ、施工延長	工事における施工面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上			コンクリート側溝、コンク リート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長
	路盤工(上層)	厚さ、幅、中心線のズレ、施 工延長					
	コンクリート舗装 工、アスファルト舗 装工	幅、中心線のズレ、施工延長					
	敷砂利	幅、施工延長					
暗渠排水工 事	吸水渠、修水渠、導 水渠	敷設標高較差、中心線ズレ、 水平方向延長	施工延長が10aあたり 100m以上かつ対象とする 施工延長が1.1km以上				
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅(遮水性ゾーン (鋼土)の幅を含む)、法長、 施工延長	堤高15m未満の堤体				

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現 行 令和5年4月 ＞			
(面管理)				(面管理)			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理				盛土	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，標高較差を管理
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha 以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地，田面整地	基準高に代えて，標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
4 TS（ノンプリズム方式）による出来形管理技術 (面管理)				4 TS（ノンプリズム方式）による出来形管理技術			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理				盛土	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，標高較差を管理
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha 以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地，田面整地	基準高に代えて，標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
(断面管理)				(断面管理)			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	ブロック積(張)工、石積(張)工	基準高、法長、施工延長	他工種の施工規模と同様（単独ではなく他工種の関連施工工種として実施する）	ICT土工	共通工事	掘削	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，水平又は標高較差を管理
	コンクリート側溝、コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長				盛土	基準高，幅，法長，施工延長に代えて，標高較差を管理
水路工事	開水路（現場打）	基準高、幅、高さ、スパン長、施工延長、中心線のズレ、厚さ	施工延長100m 以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事	基盤整地，田面整地	基準高に代えて，標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
	大型フリーフォーム水路	基準高、厚さ、中心線のズレ、施工延長					
	鉄筋コンクリート	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、施工延長					

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現 行 令和5年4月 ＞			
	L型水路	ズレ、施工延長		5 RTK-GNSSによる出来形管理技術 (断面管理)			
5 RTK-GNSSによる出来形管理技術 (断面管理)				5 RTK-GNSSによる出来形管理技術 (断面管理)			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長	工事における扱い土量の 合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長				盛土	基準高、幅、法長、施工延長
	栗石基礎、砕石基礎 砂基礎、均しコンクリート	厚さ、幅、施工延長				栗石基礎、砕石基礎 砂基礎、均しコンクリート	厚さ、幅、施工延長
	ブロック積(張)工、 石積(張)工	基準高、法長、施工延長		ICTほ場 整備工	ほ場整備工 事	基盤整地、田面整地	基準高
	コンクリート側溝、 コンクリート管渠	基準高、幅、高さ、施工延長					
ほ場整備工 事	基盤整地、田面整地	基準高	工事における施工面積が 1.0ha以上				
水路工事	開水路(現場打)	基準高、幅、高さ、スパン長、 施工延長、中心線のズレ、厚 さ	施工延長100m以上				
	大型フリーム水 路	基準高、厚さ、中心線のズレ、 施工延長					
	鉄筋コンクリートL 型水路	基準高、幅、厚さ、中心線の ズレ、施工延長					
暗渠排水工 事	吸水渠、修水渠、導 水渠	敷設標高較差、中心線ズレ、 水平方向延長	施工延長が10aあたり100m 以上かつ対象とする施工 延長が1.1km以上				
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅(遮水性ゾーン (鋼土)の幅を含む)、法長、 施工延長	堤高15m未満の堤体				
(面管理)				(面管理)			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長 に代えて、水平又は標高較差 を管理	工事における扱い土量の合 計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、 水平又は標高較差を管理

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現行 令和5年4月 ＞			
	盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理			盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha以上	ICTほ場整備工事	ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
6 無人航空機搭載型レーザースキャナーによる出来形管理技術 (面管理)				6 無人航空機搭載型レーザースキャナーによる出来形管理技術			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理				盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha以上	ICTほ場整備工事	ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）
(断面管理)							
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅(遮水性ゾーン(鋼土)の幅を含む)、法長、施工延長	堤高15m未満の堤体				
7 地上移動体搭載型レーザースキャナーによる出来形管理技術 (面管理)				7 地上移動体搭載型レーザースキャナーによる出来形管理技術			
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICT土工	共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長に代えて、標高較差を管理				盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	工事における施工面積が1.0ha以上	ICTほ場整備工事	ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞				＜ 現 行 令和5年4月 ＞			
(断面管理)							
工 種		出来形管理項目	施工規模				
ため池工事	堤体工	基準高、堤幅(遮水性ゾーン(鋼土)の幅を含む)、法長、施工延長	堤高15m未満の堤体				
8 施工履歴データによる出来形管理技術				8 施工履歴データによる出来形管理技術			
(面管理)							
工 種		出来形管理項目	施工規模	工 種		出来形管理項目	
共通工事	掘削	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事		基準高に代えて、標高較差を管理(他の管理項目は従来手法による)
	盛土	基準高・幅・法長・施工延長に代えて、水平又は標高較差を管理		基盤整地、田面整地			
ほ場整備工事	基盤整地、田面整地	基準高に代えて、標高較差を管理(他の管理項目は従来手法による)	工事における施工面積が1.0ha以上				
暗渠排水工事	吸水渠、修水渠、導水渠	敷設深、間隔、施工延長に代えて、掘削底面標高を管理	施工延長が10aあたり100m以上かつ対象とする施工延長が1.1km以上				
9 モバイル端末による出来形管理技術							
(断面管理)							
工 種		出来形管理項目	施工規模				
共通工事	掘削	基準高、幅、法長、施工延長	工事における扱い土量の合計が1,000 m <sup>3</sup> 以上				
	盛土	基準高、幅、法長、施工延長					
ため池工事	堤体工	遮水性ゾーン(鋼土)の幅	堤高15m未満の堤体				



宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表（令和5年11月）

＜ 改定後 令和5年11月 ＞			＜ 現 行 令和5年4月 ＞		
10 マシンコントロール（MC）／マシンガイダンス（MG）によるICT建設機械施工技術			9 マシンコントロール（MC）／マシンガイダンス（MG）によるICT建設機械施工技術		
工 種		施工規模	工 種		
共通工事	掘削、床堀	工事における扱い土量の合計が1,000㎡以上	ICT土工	共通工事	掘削、床堀
	盛土			盛土	
ほ場整備工事	表土扱い、基盤整地、田面整地	工事における施工面積が1.0ha以上	ICTほ場整備工	ほ場整備工事	表土扱い、基盤整地、田面整地
舗装工事	不陸整正、下層路盤、上層路盤	工事における施工面積が3,000㎡以上	ICT舗装工	舗装工事	不陸整正、下層路盤、上層路盤

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事実施要領 新旧対照表 (令和5年11月)

< 改定後 令和5年11月 >

< 現行 令和5年4月 >

別紙2 [略]

別記様式-1 ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

別記様式-1  
ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

(工事名: ○○○○工事) 会社名: ○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術については、以下のとおりです。

(A) 施工プロセスの段階	(B) 作業内容	(C) 採用する技術番号	(D) 技術番号・技術名
① 3次元測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた測量 2 地上型レーザースキャナーを用いた測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた測量 5 RTK-GNSSを用いた測量 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた測量 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた測量 8 その他の3次元計測技術を用いた測量 ※複数以上の技術を組み合わせて可
② 3次元設計データの作成			※3次元出力管理に用いる3次元設計データの作成が望ましいが、ICT建設機にのみ用いる3次元設計データも可とする。
③ ICT建設機による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工 <input type="checkbox"/> 砕石密土工 <input type="checkbox"/> 砕石運土工 <input type="checkbox"/> 法面整土工 <input type="checkbox"/> 作業土工(原形) <input type="checkbox"/> 養生撤去 <input type="checkbox"/> 基礎造成 <input type="checkbox"/> 表土整地 <input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ 2 3次元MCまたは3次元MGバックホウ 3 3次元MCモータグレーダ ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 ※使用する機種及び活用作業工程・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
④ 3次元出力管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出力形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出力管理 2 地上型レーザースキャナーを用いた出力管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出力管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出力管理 5 RTK-GNSSを用いた出力管理 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出力管理 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出力管理 8 施工履歴データを用いた出力管理 9 モバイル端末を用いた出力管理技術 10 その他の3次元計測技術を用いた出力管理
⑤ 3次元データの納品			

【算定事項】

注1) (A)施工プロセスの段階及び(B)作業内容で採用する項目に○を付ける。  
注2) (C)採用する技術番号に(D)の技術番号を記入する。(複数以上の技術の組み合わせも可)  
注3) 各施工プロセス①～⑤の適用順に応じ計算する。(⑤を適用する場合は、④の適用を必須とする。ただし、④を適用できない工程、もしくは、適用困難な工程については、②を合わせて適用することとし、⑤のみの申告は行わないこと。)  
注4) 本数(①)技術番号/技術名に記載している技術は、施工計画書・技術提案(いわゆる文書)の詳細対象外とする。  
注5) 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、提案した技術は、設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記の通りとする。  
ただし、費用を計上できない工事については、その旨を特記仕様書(施工条件明細書)に記載している。  
① 3次元測量: 3次元測量と従来の測量のそれぞれについて見積書(見積り)の提出を求め、両者の差額分を工事価格に一指計上  
② 3次元設計データの作成: 見積書(見積り)の提出を求め、工事価格に一指計上  
③ ICT建設機による施工: 農林水産省「情報化施工技術の活用ガイドライン」に準じて計上  
④ 3次元出力管理等の施工管理: 共通取次費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない  
⑤ 3次元データの納品: 共通取次費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない  
※④の適用のうち、3次元測量を目的に取得する機器を用いた出力管理を適用する場合及び⑤を適用する場合は、共通取次費率及び現場管理費率に特記係数を乗じることによる計上と見積書(見積り)の提出を求め工事価格に一指計上のどちらか便宜な方を計上する。  
(特記係数: 共通取次費率は1.2、現場管理費率は1.1)  
注6) 廃札候補となった時点で発注者へ提出する。

別紙2 [略]

別記様式-1 ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

別記様式-1  
ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書

(工事名: ○○○○工事) 会社名: ○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術については、以下のとおりです。

(A) 施工プロセスの段階	(B) 作業内容	(C) 採用する技術番号	(D) 技術番号・技術名
① 3次元測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた測量 2 地上型レーザースキャナーを用いた測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた測量 5 RTK-GNSSを用いた測量 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた測量 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた測量 8 その他の3次元計測技術を用いた測量 ※複数以上の技術を組み合わせて可
② 3次元設計データの作成			※3次元出力管理に用いる3次元設計データの作成が望ましいが、ICT建設機にのみ用いる3次元設計データも可とする。
③ ICT建設機による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工 <input type="checkbox"/> 砕石密土工 <input type="checkbox"/> 砕石運土工 <input type="checkbox"/> 法面整土工 <input type="checkbox"/> 作業土工(原形) <input type="checkbox"/> 養生撤去 <input type="checkbox"/> 基礎造成 <input type="checkbox"/> 表土整地 <input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ 2 3次元MCまたは3次元MGバックホウ 3 3次元MCモータグレーダ ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 ※使用する機種及び活用作業工程・施工範囲については、受注後の協議により決定する。
④ 3次元出力管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出力形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出力管理 2 地上型レーザースキャナーを用いた出力管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出力管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出力管理 5 RTK-GNSSを用いた出力管理 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出力管理 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出力管理 8 施工履歴データを用いた出力管理 9 その他の3次元計測技術を用いた出力管理
⑤ 3次元データの納品			

【留意事項】

注1) (A)施工プロセスの段階及び(B)作業内容で採用する項目に○を付ける。  
注2) (C)採用する技術番号に(D)の技術番号を記入する。(複数以上の技術の組み合わせも可)  
注3) 各施工プロセス①～⑤の適用順に応じ計算する。(⑤を適用する場合は、④の適用を必須とする。ただし、④を適用できない工程、もしくは、適用困難な工程については、②を合わせて適用することとし、⑤のみの申告は行わないこと。)  
注4) 本数(①)技術番号/技術名に記載している技術は、施工計画書・技術提案(いわゆる文書)の詳細対象外とする。  
注5) 工事の発注は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算により発注し、提案した技術は、設計変更の対象とする。なお、積算手法については下記の通りとする。  
ただし、費用を計上できない工事については、その旨を特記仕様書(施工条件明細書)に記載している。  
① 3次元測量: 3次元測量と従来の測量のそれぞれについて見積書(見積り)の提出を求め、両者の差額分を工事価格に一指計上  
② 3次元設計データの作成: 見積書(見積り)の提出を求め、工事価格に一指計上  
③ ICT建設機による施工: 農林水産省「情報化施工技術の活用ガイドライン」に準じて計上  
④ 3次元出力管理等の施工管理: 共通取次費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない  
⑤ 3次元データの納品: 共通取次費率、現場管理費率に含まれる(※)ことから別途計上はしない  
※④の適用のうち、3次元測量を目的に取得する機器を用いた出力管理を適用する場合及び⑤を適用する場合は、共通取次費率及び現場管理費率に特記係数を乗じることによる計上と見積書(見積り)の提出を求め工事価格に一指計上のどちらか便宜な方を計上する。  
(特記係数: 共通取次費率は1.2、現場管理費率は1.1)  
注6) 廃札候補となった時点で発注者へ提出する。